

証券コード 4425

2023年6月7日

(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目10番15号

K u d a n株式会社

代表取締役CEO 項大雨

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第9期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、「株主総会関連資料」を選択してご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://kudanir.com/>

電子提供措置事項は、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（K u d a n）または証券コード（4425）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月22日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
「新宿ファーストウエスト」 3階
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第9期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類の監査結果報告の件
 2. 第9期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項

第1号議案	資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 4. 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第 1 号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

また、資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数には変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものでもございません。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

資本金の額を489,329,184円減少し、また、資本準備金の額を489,329,087円減少し、減少する資本金及び資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 剰余金の処分の内容

上記1.の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金のうち562,891,837円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 562,891,837円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 562,891,837円

3. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の効力発生日

2023年8月31日

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	おおの ともひろ 大野 智弘 (1969年11月22日)	1993年6月 アンダーセン・コンサル ティング東京事務所（現 アクセンチュア株式会 社） 入社 2000年5月 Andersen Consulting UK （現Accenture UK） 転籍 2002年3月 SN Systems Limited（英 国） 入社 2005年4月 株式会社S Nシステムズ 代表取締役就任 2006年5月 Zen United Limited（英 国）設立 取締役 2011年1月 KAYAC EUROPE LIMITED （現 Kudan Limited） 設 立 代表取締役（現任） 2014年11月 当社 設立 取締役 2014年12月 当社 代表取締役（現 任）	2,793,400株
2	こう だいう 項 大雨 (1984年8月30日)	2009年4月 トヨタ自動車株式会社 入社 2014年9月 マッキンゼー・アンド・ カンパニー東京支社 入 社 2016年11月 当社 入社 2017年7月 当社 取締役COO就任 2020年7月 Arteisense Corporation 取締役CEO就任（現任） 2020年11月 当社 代表取締役CEO就 任（現任）	29,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	なかやま こうへい 中山 紘平 (1985年1月25日)	2007年4月 新日本監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法 人) 入所 2015年9月 Ernst & Young GmbH 及び Mitsubishi International GmbH 出向 株 式 会 社 Blue Planet-works 入社 2019年7月 当社 入社 2021年6月 当社 執行役員CFO 就任 2022年6月 当社 取締役 CFO 就任 (現任)	—
※4	はお ていえん 郝 天 (1984年8月10日)	2010年4月 日本エリクソン株式会社 (現 エリクソン・ジャ パン株式会社) 入社 2021年8月 当社 入社 2022年6月 当社 執行役員CRO 就任 (現任)	—
5	しばた ゆうすけ 柴田 裕亮 (1982年8月5日)	2005年3月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トー マツ) 入所 2010年9月 野村證券株式会社出向 2015年5月 株式会社エボラブルア ジア(現 株式会社エア トリ) 取締役CFO 就任 2019年1月 株式会社エボラブルア ジア(現 株式会社エア トリ) 代表取締役CFO 就任 2020年1月 株式会社エアトリ 代 表取締役社長兼 CFO 就 任(現任) 2021年6月 当社 社外取締役就 任(現任)	—

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 柴田裕亮氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、現在、柴田裕亮氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 柴田裕亮氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な知見を有しており、上場会社の財務執行責任者としての豊富な経験を有しており、財務及び会計の知見並びに企業経営に関する経験を当社取締役会におけるモニタリングに活かし、当社経営の意思決定の健全性の確保・経営監督の強化のために有益なご意見や率直なご指摘を行っていただく役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、柴田裕亮氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の選任が承認された場合は、同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者の業務遂行に関して提起された損害賠償請求による損害（争訟費用を含みます。）を、当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の全ての取締役であり、全ての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。新任の候補者を除く各候補者は、当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が取締役を選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中に更新することを予定しております。

第 3 号議案 監査等委員である取締役 2 名選任の件

監査等委員である取締役の村井孝行氏及び小栗久典氏の 2 名は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役 2 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	むらい たかゆき 村井 孝行 (1981年 8 月 3 日)	2007年 1 月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2012年10月 株式会社MID ストラクチャーズ 入社 2013年11月 株式会社MIDベンチャーキャピタル 代表取締役就任(現任) 2015年 6 月 当社 社外監査役就任 2019年 6 月 当社 監査等委員である取締役(現任)	—
2	おぐり ひさのり 小栗 久典 (1969年 9 月 8 日)	1992年 4 月 株式会社東芝 入社 2001年10月 竹田稔法律事務所 入所 2010年 1 月 外国法共同事務所ジョーンズ・デイ法律事務所 入所 2012年 4 月 内田・鮫島法律事務所(現弁護士法人内田・鮫島法律事務所) 入所 2014年 1 月 同事務所 パートナー(現任) 2017年 3 月 当社 社外監査役就任 2018年 4 月 株式会社ハウテレビジョン 社外監査役(現任) 2019年 6 月 当社 監査等委員である取締役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村井孝行氏及び小栗久典氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、現在、村井孝行氏及び小栗久典氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、引き続き独立役員とする予定です。
3. 村井孝行氏は、公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する高度な知見を有しており、その知識経験に基づき、コンプライアンス、リスク管理及び内部統制に関して、当社経営に対して中立的な立場からの助言を行うとともに、偏りのない経営の監督・監視を行っていただく役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役（監査等委員）候補者として選任をお願いするものであります。なお、村井孝行氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であるところ、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 小栗久典氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士及び弁理士としての高度な人格と法務・知的財産に関する専門的知識を有しており、当社経営に対して中立的な立場からの助言を行うとともに、偏りのない経営の監督・監視を行っていただく役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役（監査等委員）候補者として選任をお願いするものであります。なお、小栗久典氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であるところ、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。各候補者の選任が承認された場合は、各候補者との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者の業務遂行に関して提起された損害賠償請求による損害（争訟費用を含みます。）を、当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の全ての取締役であり、全ての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に更新することを予定しております。

以上

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、機械（コンピュータやロボット）の「眼」に相当する人工知覚のアルゴリズムの研究開発とライセンス提供を行っております。人工知覚は機械の「脳」に相当する人工知能と並び相互補完するDeep Tech（深層技術）として、機械が自律的に機能できるように進化させる技術です。

当社グループの基幹技術は、独自のSLAM（Simultaneous Localization and Mapping）技術であり、機械が動きながらリアルタイムでの位置認識と地図作成を行うものです。2021年3月期には、当業界における当グループの優位性を強化するため、同研究分野を世界的にリードしている独ミュンヘン工科大学発のArtisense Corporation（本社：米国カリフォルニア州、以下アーティセンス社）をグループ会社化しました。これにより、アーティセンス社の独自技術である次世代アルゴリズム（直接法SLAM）や、人工知覚と人工知能の融合技術（GN-net）等を販売ラインナップに加え、より幅広い顧客ニーズへの対応を強化しました。中長期でのロボティクス・自動運転領域の発展と社会変化を見据えて、より革新性の高い人工知覚技術をアーティセンス社と共同で推進してまいります。

経営体制については、グローバルにおける機動的な執行及び短期と中長期の二軸経営の強化を目的として複数代表取締役体制の採用をしております。これにより代表取締役CEOの項大雨がアーティセンス社を含む当社グループの事業経営を統括し、代表取締役大野智弘は同じく創業メンバーであるJohn Williamsと共に中長期の成長に向けた次世代Deep Techへの投資や新領域強化を目指します。

事業戦略については、ロボティクス関連産業の発展と人工知覚技術の市場拡大が急激に進むことを見据えて、代替や置き換えが困難なアルゴリズム層への集中を行っております。中長期的には、最終製品の普及にともなう製品ライセンス売上の拡大を目指しており、市場成長性が極めて高い自動制御ロボット・自動運転自動車・モバイルセンサー・デジタルマップ等の領域を中心に、製品化確度が高い案件の大型化に注力しております。加えて、販売戦略として、人工知覚と補完性が高いセンサ・半導体企業、システムインテグレータ、技術商社との提携拡大を通して、販売チャンネルとラインナップの拡大を進めています。

市場環境については、人と人の交流や共同作業を要しないオペレーションの省人化やリモート化需要が全ての産業で急増しており、特に、物流・製造・建設・小売等の領域におけるロボティクス・自動運転・ドローン等の自動化技術のニー

ズ増大が顕著であります。この影響により、足元での顧客製品化に向けた案件は着実に進捗しており、中長期的には特定の技術領域や産業での利用に限定されない幅広い範囲でのSLAM産業の高成長及び当社グループ技術の社会実装に伴う収益機会の拡大を引き続き見込んでおります。

2023年3月期は、顧客製品化に向けた開発案件のフェーズ進捗に伴う収入増加及びより幅広い適用領域での案件拡大により、売上の回復基調を継続しております。一方で、アーティセンス社の子会社化を含むグローバル規模での体制拡大に伴いコストは増加し、その他に急激な為替レートの変動による為替差益、研究開発に対する補助金収入、取得した固定資産の評価減に伴う減損損失を計上いたしました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高332,770千円、営業損失は598,699千円、経常損失は394,518千円、親会社株主に帰属する当期純損失は413,571千円となりました。

(2) 資金調達の状況

当社グループは、2022年7月27日にグロース・キャピタル株式会社に対する第三者割当ての方法により第12回乃至第14回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行し、当該新株予約権の行使等により、総額で668,955千円の資金調達を行いました。

(3) 重要な設備投資の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期 (当連結会計年度)
	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売 上 高 (千円)	456,343	127,864	271,959	332,770
経 常 利 益 (千円) (△損失)	△12,341	△1,575,840	△681,217	△394,518
親会社株主に帰属する当期純利益 (△損失) (千円)	△29,320	△1,608,900	△2,237,129	△413,571
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) (△損失)	△4.17	△214.97	△283.74	△49.30
総 資 産 (千円)	1,402,334	1,540,339	770,149	1,008,076
純 資 産 (千円)	923,858	1,458,458	637,985	759,781

注 第7期より連結計算書類を作成しております。第6期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。

(6) 主要な事業内容、主要拠点等

当社グループは、AP（人工知覚）技術の研究、開発及び販売等を主たる事業内容としております。

当社グループの主要拠点は、以下のとおりであります。

①当社

東京都渋谷区（本社）

②子会社等

K u d a n V i s i o n株式会社：東京都渋谷区

Kudan Limited：Bristol, United Kingdom

Artisense Corporation：California, USA

Artisense GmbH：Munich, Germany

(7) 重要な子会社等の状況

名称	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
Kudan Limited	100英ポンド	100.0%	AP(人工知覚)技術の研究開発
K u d a n V i s i o n 株式会社	100,000円	100.0%	有価証券の取得、保有及び運用並び に投資業
Artisense GmbH	25,000 ユーロ	100.0% (100.0%)	AP(人工知覚)技術の研究開発

注 出資比率の（）内には、間接保有割合を内数で記載しております。

(8) 従業員の状況(2023年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
36名	△7名

注 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は含みません。

(9) 対処すべき課題等

当社グループの対処すべき課題等は、以下の項目と認識しております。なお、文中の将来に関する事項は、現時点において、当社が判断したものです。

① 開発体制の強化

当社グループにとっては、基盤技術及びソフトウェアの開発が不可欠であり、卓越した能力と専門分野を超えた応用力をもつ人材の確保、育成が必要と考えております。当社グループは、アーティセンス社との共同研究開発、新規採用を含む施策によりこのような人材の育成及び確保に努めてまいります。

② 内部管理体制の強化

当社グループは、当社が2011年1月設立の成長段階にある会社であり、また日本法人において英国子会社・米国子会社・独国子会社の管理を遠隔で行っているため、更なる内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。また、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、業務の適正性、財務報告の信頼性確保、及び法令遵守の徹底を進め、その整備を実施いたしました。更なる業容の拡大を図るためには、内部管理体制の拡充を進める必要があります。事業の急速な拡大等に、十分な内部管理体制の構築が追い付かないという事象が生じることのなきよう、拡充と機能向上に努めてまいります。

③ 全世界へのKudanSLAMの認知度向上

当社グループが従来より築いてきたAP（人工知覚）における専業独立企業としてのシェアとポジションを維持・強化するとともに、今後も高い成長率を継続していくためには、全世界において「KudanSLAM」の認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。当社グループの技術がインフラストラクチャーになるべく、先端技術企業が集積する北米におけるlidar等のセンサーメーカー・半導体メーカー・各種先端技術企業等とのパートナーシップの拡大、中国・日本における通信企業・自動車メーカー・ロボットメーカー等とのパートナーシップの拡大等、引き続きグローバルでの事業開発体制の構築を推進してまいります。

(10) 主要な借入先及び借入額(2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	200,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 26,000,000株

(2) 発行済株式総数 8,509,267株

(3) 株主数 9,014名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大野 智弘	2,793,400株	32.83%
UNION BANCAIRE PRIVEE	788,500株	9.27%
グロース・キャピタル株式会社	213,600株	2.51%
日本証券金融株式会社	147,100株	1.73%
CACIES	134,158株	1.58%
高橋 秀明	128,000株	1.50%
野村証券株式会社	110,534株	1.30%
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS	95,500株	1.12%
楽天証券株式会社	82,000株	0.96%
株式会社SBI証券	55,700株	0.65%

注 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概況

名 称	第5回 新株予約権
新株予約権の数	120個
保有人数	取締役（監査等委員を除く） 1名
目的となる株式の種類及び数(注)	普通株式 24,000株
新株予約権の行使価格	80,000円
新株予約権の行使期間	2019年3月1日～2027年3月13日
新株予約権の行使条件	原則、行使時において当社グループの役員又は従業員等であること（相続人による行使は認めない）

注 2018年9月13日開催の取締役会決議により、2018年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、当該分割による調整後の数であります。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況

名 称	第15回 新株予約権
新株予約権の数	266個
交付者数	子会社従業員 19名
目的となる株式の種類及び数(注)	普通株式 26,600株
新株予約権の行使価格	100円
新株予約権の行使期間	2023年1月1日～2032年12月31日
新株予約権の行使条件	原則、行使時において当社グループの役員又は従業員等であること

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	大野 智 弘	Kudan Limited 代表取締役
代表取締役	項 大 雨	CEO Arteisense Corporation 取締役CEO
取 締 役	飯 塚 健	K u d a n V i s i o n株式会社 代表取締役
取 締 役	中 山 紘 平	CFO
取 締 役	柴 田 裕 亮	株式会社エアトリ 代表取締役
取締役 (監査等委員)	美 澤 臣 一	コ・クリエーションパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社フロンティアインターナショナル 社外監査役 株式会社ザッパラス 社外取締役 JIG-SAW株式会社 取締役監査等委員 株式会社ワンキャリア 取締役監査等委員
取締役 (監査等委員)	村 井 孝 行	株式会社MIDベンチャーキャピタル 代表取締役
取締役 (監査等委員)	小 栗 久 典	弁護士法人内田・鮫島法律事務所 パートナー 株式会社ハウテレビジョン 社外監査役

- 注1. 取締役柴田裕亮、美澤臣一、村井孝行及び小栗久典は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役 (監査等委員) 村井孝行は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために内部監査責任者を置いていることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

氏名	新役職名	旧役職名	異動年月日
中山 紘平	取締役CFO	執行役員CFO	2022年6月24日

(2) 責任限定契約

取締役柴田裕亮、取締役美澤臣一、取締役村井孝行及び取締役小栗久典は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額（その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る）であります。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者の業務遂行に関して提訴された損害賠償請求による損害（争訟費用を含みます。）を、当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の全ての取締役であり、全ての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。但し、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、取締役会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を定めております。その概要は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社全体の業績、業績に対する個々人の貢献度等を勘案して年額を決定し、その内容は全て固定の基本報酬（金銭報酬）のみとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第5回定時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第5回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2022年6月24日開催の取締役会決議に基づき代表取締役である大野智弘に取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定することを委任しております。その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬（金銭報酬）の額の決定としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役であり、かつ当社の創業者でもある大野智弘が最も適しているからであります。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区	支給人数	報酬等の総額（基本報酬のみ）
取締役（監査等委員を除く）	5名	45,900千円（うち社外取締役 1名 1,200千円）
取締役（監査等委員）	3名	9,600千円（うち社外取締役 3名 9,600千円）

⑤ 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、上記③のとおり取締役会の委任に基づき代表取締役である大野智弘が決定したものでありますが、取締役会としましては、過年度の報酬等とも比較して当社の業績や当該業績に対する個々人の貢献を踏まえたものとなっており、上記④の決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職等に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	兼職先との関係
社外取締役	柴 田 裕 亮	株式会社エアトリ 代表取締役	特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	美 澤 臣 一	コ・クリエーションパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社フロンティアインターナショナル 社外監査役 株式会社ザッパラス 社外取締役 JIG-SAW株式会社 取締役監査等委員 株式会社ワンキャリア 取締役監査等委員	特別な関係はありません。
	村 井 孝 行	株式会社MIDベンチャーキャピタル 代表取締役	特別な関係はありません。
	小 栗 久 典	弁護士法人内田・鮫島法律事務所 パートナー 株式会社ハウテレビジョン 社外監査役	特別な関係はありません。

② 社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要及び当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	期待される役割及び主な活動状況
取締役	柴 田 裕 亮	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、上場会社の財務執行責任者としての豊富な財務及び会計の知見並びに企業経営に関する経験に基づき、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	美 澤 臣 一	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度後開催の監査等委員会の全回に出席し、上場会社の財務執行責任者を含む豊富な財務並びに会計の知見及び企業経営に関する経験に基づき、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	村 井 孝 行	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会の全回に出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地に基づき、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小 栗 久 典	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会の全回に出席し、弁護士・弁理士としての専門的見地に基づき、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 30,000千円

当事業年度に会計監査人に支払った非監査業務に係る報酬等の額 一千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30,000千円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び監査報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(2) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備及び運用状況に関する事項

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

(1) 内部統制システム構築指針

取締役及び従業員は、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規定を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

なお、会社の業務執行の適法性・効率性を確保し、リスク管理に努めるために、この基本方針は経営環境の変化に応じて不断の見直しを図るものとします。

- (2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員による取締役の業務執行の監視に加え、代表取締役の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規定に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、代表取締役に報告しております。

また、法令や社内規定上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

- (3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規定に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、リスク管理規定に基づいて、管理部を管掌する取締役を担当役員とし、管理部をリスク責任部門としております。また、管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事に備え、迅速かつ適切な情報伝達をはじめとする緊急体制を整備するものとし、定期的に取り締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものとしております。なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、必要となる再発防止策を策定するものとしております。

- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、部長会議において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、全ての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

- (6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は監査等委員がそれを指定できるものとしております。

- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けないものとしております。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとしております。

- (8) 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員に報告するものとします。

監査等委員は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

- (9) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、管理部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりとなっております。

財務報告の有効性に関する評価、各部署における業務の統制状況並びに法令遵守の状況については、監査等委員会及び会計監査人と内部監査担当者が連携して計画的に実施する内部監査により検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び監査等委員会に対し、報告を行っております。

監査等委員会は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて適切に対応しているか業務執行を行う取締役に適時確認しており、その検証結果は必要に応じて代表取締役に報告しております。

また、コンプライアンスに抵触する事態の発生を予防するため、全社員に対しコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。

連 結 計 算 書 類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	991,467	流動負債	241,578
現金及び預金	852,076	買掛金	183
受取手形、売掛金及び契約資産	61,914	未払金	20,498
営業投資有価証券	32,964	短期借入金	200,000
未収還付法人税等	17,504	未払法人税等	804
未収還付消費税等	9,102	預り金	6,131
その他	17,904	その他	13,960
固定資産	16,608		
有形固定資産	0	固定負債	6,716
建物附属設備	0	繰延税金負債	6,716
工具、器具及び備品	0	負債の部合計	248,294
車両運搬具	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	16,608	株主資本	977,203
差入保証金	16,608	資本金	345,700
		資本剰余金	965,814
		利益剰余金	△332,666
		自己株式	△1,645
		その他の包括利益累計額	△221,251
		その他有価証券評価差額金	13,284
		為替換算調整勘定	△234,535
		新株予約権	3,829
		純資産の部合計	759,781
資産の部合計	1,008,076	負債及び純資産合計	1,008,076

連結損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		332,770
売 上 原 価		156,261
売 上 総 利 益		176,509
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		775,208
営 業 損 失		598,699
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
補 助 金 収 入	61,839	
為 替 差 益	146,186	
そ の 他	498	208,531
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	668	
支 払 利 息	3,053	
そ の 他	628	4,349
経 常 損 失		394,518
特 別 損 失		
減 損 損 失	20,338	
そ の 他	0	20,338
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		414,857
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,521
法 人 税 等 還 付 額		△2,807
法 人 税 等 合 計		△1,285
当 期 純 損 失		413,571
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		413,571

連結株主資本等変動計算書
(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	897,861	2,205,848	△2,382,691	△1,060	719,957
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	335,700	335,700			671,401
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失			△413,571		△413,571
減 資	△887,861	887,861			—
欠 損 填 補		△2,463,596	2,463,596		—
自 己 株 式 の 取 得				△584	△584
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	△552,161	△1,240,034	2,050,025	△584	257,245
当 期 末 残 高	345,700	965,814	△332,666	△1,645	977,203

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計	
	そ の 有 価 評	他 証 差 額	為 替 調 整	算 定 勘 定			そ の 他 の 利 益 累 計 額
当 期 首 残 高	13,284		△95,256		△81,972	—	637,985
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							671,401
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失							△413,571
減 資							—
欠 損 填 補							—
自 己 株 式 の 取 得							△584
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—		△139,278		△139,278	3,829	△135,449
当 期 変 動 額 合 計	—		△139,278		△139,278	3,829	121,796
当 期 末 残 高	13,284		△234,535		△221,251	3,829	759,781

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

主要な連結子会社の名称 Kudan Limited
Kudan USA LLC
Kudan Vision株式会社
Artisense GmbH

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

Kudan Limited、Kudan USA LLC、Kudan Vision株式会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

Artisense Corporation、Artisense GmbH、Artisense Japan株式会社は、決算日が12月31日と連結決算日と異なるものの、連結決算日での仮決算を行った計算書類を使用して、連結決算を行っております。

2. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

営業投資有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物附属設備 定額法 主として 10年

工具、器具及び備品 定額法 主として 3年～5年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

また、ソフトウェアライセンス、開発受託、保守・サポート契約のうち、履行義務が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配することであると判断する代理人取引に該当する場合は顧客から受け取ると見込まれる金額から仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループが主な事業としているソフトウェアライセンス、開発受託、保守・サポート契約について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、それぞれ以下の通り収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

①ソフトウェアライセンス

ソフトウェアライセンスの主な内容はSLAM (Simultaneous Localization and Mapping) ソフトウェアの提供であり、この履行義務は、約束した財又はサービスを顧客に引き渡した時点で充足すると判断しております。そのため、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

②開発受託

開発受託の主な内容は当社SLAMソフトウェアを用いた顧客製品化に向けた開発支援であり、この履行義務はプロジェクトの進捗に応じて履行義務を充足していくと判断しております。そのため、合理的な進捗度の見積もりができるものについては主として見積総原価に対する実際の発生原価の割合に基づき算定しております。なお、合理的な進捗度の見積もりができない場合、進捗分に係る費用を回収できるものについては、原価回収基準に基づいて収益を認識しております。

③保守・サポート契約

保守・サポート契約の主な内容は当社SLAMソフトウェアを利用する顧客に対する保守・サポート業務の提供であり、この履行義務は、サービス提供期間にわたり充足していくと判断しております。そのため、主に約束したサービス提供期間内の期間の経過につれて収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) のれん相当額の償却方法及び償却期間

のれん相当額の償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「未収還付消費税等」（前連結会計年度1,333千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備

21千円

工具、器具及び備品
車両運搬具

49,272千円
265千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 8,509,267株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権の目的となる当該株式会社の株式の数

普通株式 226,500株

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント (注1)		合計
	AP事業	CVC事業	
ソフトウェアライセンス	127,812	—	127,812
開発受託	167,118	—	167,118
保守・サポート契約	12,476	—	12,476
その他	5,564	—	5,564
顧客との契約から生じる収益	312,970	—	312,970
その他の収益 (注2)	—	19,800	19,800
外部顧客への売上高	312,970	19,800	332,770

(注) 1. 当社グループの事業セグメントは、AP事業を主要な事業としております。AP事業は、機械（コンピュータやロボット）の「眼」に相当する人工知覚（AP）のアルゴリズムの研究開発を行い、主としてライセンス提供及び開発支援を行っております。

す。

2. その他の収益は、「収益認識に関する会計基準」の適用範囲外から生じた収益であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に開発受託において進捗度の見積りに基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金です。

契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権へ振り替えられます。

(単位：千円)

	金額
顧客との契約から生じた債権（当期首）	89,647
顧客との契約から生じた債権（当期末）	49,023
契約資産（当期首）	—
契約資産（当期末）	12,891

② 残存履行義務に分配した取引価格

当連結会計年度において、当社及び連結子会社では、未充足の履行義務に分配した取引価格はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余裕資金の運用を短期的な預金により行い、資金調達を増資及び借入により行っております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わ

ない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は事務所の賃借に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。貸付金については変動金利を適用しており、金利変動リスクに晒されております。営業投資有価証券のうち、上場株式については市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である、買掛金、未払金及び短期借入金は、その全てが1年以内の支払期日であります。支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

未払法人税等は、その決済時において流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループは適時に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスクの管理

営業債権について、取引先毎に与信限度額を定めると同時に、取引規模に応じ信用調査を行っています。

(b) 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

為替変動についての継続的なモニタリングを行うことで為替リスクを管理しています。

(c) 営業債務及び借入債務等に係る流動性リスクの管理

適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。また、資金管理体制に関しては、親会社が集中して資金調達を行い子会社へ資金供給するグループファイナンス方針を採っております。

(d) 金利リスクの管理

貸付・借入条件を適時に見直すことにより金利変動リスクの低減を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
営業投資有価証券	30,000	30,000	—
差入保証金	16,608	15,516	△1,092
資産計	46,608	45,516	△1,092
短期借入金	200,000	199,896	103
負債計	200,000	199,896	103

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「未収還付法人税等」、「未収還付消費税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「営業投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	2,964

(*3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
差入保証金	882	15,726	—	—
合計	882	15,726	—	—

(*4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	200,000	—	—	—
合計	200,000	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳などに関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券	30,000	—	—	30,000
資産計	30,000	—	—	30,000

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	15,516	—	15,516
資産計	—	15,516	—	15,516
短期借入金	—	199,896	—	199,896
負債計	—	199,896	—	199,896

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券

営業投資有価証券は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、差入先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとしております。

短期借入金

短期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクと加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	89円29銭
1株当たり当期純損失金額	49円30銭

9. 後発事象に関する注記

（第13回及び第14回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使）

当連結会計年度末後、当社が2022年7月27日に発行した第13回及び第14回新株予約権（行使価額修正条項付）の権利行使が行われております。

新株予約権が行使され、2023年4月3日から2023年4月11日までに発行した株式の概要は以下のとおりであります。

- ① 行使された新株予約権の個数 1,592個
- ② 発行した株式の種類及び株式数普通株式 159,200株
- ③ 資本金増加額 153,401千円
- ④ 資本準備金増加額 153,401千円

以上により、発行済株式総数は159,200株、資本金及び資本準備金はそれぞれ153,401千円増加し、権利行使が完了した2023年4月11日時点の発行済株式総数は8,668,467株、資本金は499,102千円、資本準備金は499,102千円となっております。

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2023年5月31日に開催の取締役会において、2023年6月23日に開催予定の第9期定時株主総会において資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

資本金の額を489,329,184円減少し、また、資本準備金の額を489,329,087円減少し、減少する資本金及び資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 剰余金の処分の内容

上記(2)の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金のうち562,891,837円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

- ① 減少する剰余金の項目及びその額
 その他資本剰余金 562,891,837円
- ② 増加する剰余金の項目及びその額
 繰越利益剰余金 562,891,837円

(4) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程（予定）

- ① 取締役会決議 2023年5月31日
- ② 株主総会決議 2023年6月23日（予定）
- ③ 債権者異議申述公告日 2023年7月25日（予定）
- ④ 債権者異議申述最終期日 2023年8月25日（予定）
- ⑤ 効力発生日 2023年8月31日（予定）

計 算 書 類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,295,162	流 動 負 債	281,062
現金及び預金	665,524	買掛金	183
売掛金	342,956	未払金	10,044
未収還付法人税等	17,504	預り金	2,421
未収還付消費税等	9,102	未払法人税等	475
短期貸付金	127,705	短期借入金	260,000
未収入金	120,571	未払費用	7,933
その他	11,798	その他	4
固 定 資 産	26,760	固 定 負 債	290,053
有 形 固 定 資 産	0	関係会社事業損失引当金	290,053
建物附属設備	0		
工具、器具及び備品	0	負 債 合 計	571,116
投 資 そ の 他 の 資 産	26,760	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	21,568	株 主 資 本	746,977
差入保証金	882	資 本 本 金	345,700
長期貸付金	2,006,956	資 本 剩 余 金	965,814
貸倒引当金	△2,002,645	資本準備金	345,700
		その他資本剰余金	620,113
		利 益 剩 余 金	△562,891
		その他利益剰余金	△562,891
		繰越利益剰余金	△562,891
		自 己 株 式	△1,645
		新 株 予 約 権	3,829
		純 資 産 合 計	750,807
資 産 合 計	1,321,923	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,321,923

損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		299,551
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		299,551
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		354,033
営 業 損 失		54,482
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	675	
為 替 差 益	613	
そ の 他	188	1,477
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	668	
支 払 利 息	3,057	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	164,679	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	331,458	
そ の 他	866	500,730
経 常 損 失		553,735
特 別 損 失		
減 損 損 失	8,209	8,209
税 引 前 当 期 純 損 失		561,944
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		947
当 期 純 損 失		562,891

株主資本等変動計算書
(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	其 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	其 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	897,861	2,205,848	—	2,205,848	△2,463,596	△2,463,596	△1,060	639,052
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	335,700	335,700		335,700				671,401
当 期 純 損 失					△562,891	△562,891		△562,891
減 資	△887,861	267,748	620,113	887,861				—
欠 損 填 補		△2,463,596		△2,463,596	2,463,596	2,463,596		—
自己株式の取得							△584	△584
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								—
当期変動額合計	△552,161	△1,860,147	620,113	△1,240,034	1,900,705	1,900,705	△584	107,925
当 期 末 残 高	345,700	345,700	620,113	965,814	△562,891	△562,891	△1,645	746,977

(単位：千円)

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	—	639,052
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		671,401
当 期 純 損 失		△562,891
減 資		—
欠 損 填 補		—
自己株式の取得		△584
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,829	3,829
当期変動額合計	3,829	111,754
当 期 末 残 高	3,829	750,807

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物附属設備 定額法 主として 10年

工具、器具及び備品 定額法 主として 4年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態を勘案し、損失負担が見込まれる額を計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の事業は、子会社の株式保有・子会社管理業務であり、各グループ子会社に経営指導・運用管理業務を行っております。当該取引は、子会社との契約に基づき役務を提供するため、役務提供に応じて履行義務が充足されるものと判断しており、役務提供の完了に応じて契約において約束した金額で収益を認識しております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「未収入金」（前事業年度48,331千円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社に対する長期貸付金等の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

長期貸付金 2,006,956千円

貸倒引当金 2,002,645千円

貸倒引当金繰入額 331,458千円

関係会社事業損失引当金 290,053千円

関係会社事業損失引当金繰入額 164,679千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社に対する長期貸付金等の評価に当たっては、関係会社の財政状態及び経営成績を考慮し支払能力を総合的に勘案したうえで、回収不能見込額を貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金として計上しております。

翌事業年度において関係会社の財政状態及び経営成績が悪化し、回収不能見込額が増加する場合には、翌事業年度の計算書類において、長期貸付金等の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備 21千円

工具、器具及び備品 1,101千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	546,682千円
長期金銭債権	2,006,956千円
短期金銭債務	60,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	299,551千円
営業取引以外の取引	167千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 450株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	695,940	千円
貸倒引当金	612,809	〃
関係会社事業損失引当金	88,756	〃
繰越欠損金	16,031	〃
その他	19,176	〃

繰延税金資産小計	1,432,714	千円
----------	-----------	----

税務上の繰越欠損金にかかわる評価性引当額	16,031	〃
----------------------	--------	---

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,415,507	〃
-----------------------	-----------	---

評価性引当額小計	1,431,539	千円
----------	-----------	----

繰延税金資産合計	1,175	千円
----------	-------	----

繰延税金負債

未収事業税	1,175	千円
-------	-------	----

繰延税金負債合計	1,175	千円
----------	-------	----

繰延税金資産の純額	—	千円
-----------	---	----

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Kudan Limited	直接所有100%	資金の貸付 費用の立替	資金の貸付(注1)	190,000	長期貸付金(注3)	882,746
				費用の立替	63,879	未収入金	110,995
			販売代金の回収代行 役務提供 役員の兼任	販売代金の回収代行	206,753	—	—
				管理業務の受託(注2)	299,551	売掛金	266,659
子会社	KudanVision株式会社	直接所有100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注1)	—	短期貸付金	50,500
子会社	Kudan USA LLC	直接所有100%	資金の貸付 資金の借入 役員の兼任	資金の貸付(注1)	16,000	短期貸付金	77,205
				利息の受取	669	その他	6,120
				資金の借入(注1)	60,000	短期借入金	60,000
子会社	Artisense Corporation	直接所有100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注1)	—	長期貸付金(注4)	1,024,210

子会社	Artisense GmbH	間接所有 100%	役務提供	資金の貸付(注1)	100,000	長期貸付金(注5)	100,000
			資金の貸付 役員の兼任	管理業務の受託(注2)	—	売掛金	31,747

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の借入及び貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
(注2) 業務受託料の金額については、当該業務に要した費用等を勘案して決定しております。
(注3) Kudan Limitedへの長期貸付金に対し、882,746千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において190,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
(注4) Artisense Corporationへの長期貸付金に対し、1,020,282千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において42,976千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
(注5) Artisense GmbHへの長期貸付金に対し、99,616千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において99,616千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	88円24銭
1株当たり当期純損失金額	67円09銭

11. 後発事象に関する注記

(第13回及び第14回新株予約権(行使価額修正条項付)の行使)

当年度末後、当社が2022年7月27日に発行した第13回及び第14回新株予約権(行使価額修正条項付)の権利行使が行われております。

新株予約権が行使され、2023年4月3日から2023年4月11日までに発行した株式の概要は以下のとおりであります。

- ① 行使された新株予約権の個数 1,592個
- ② 発行した株式の種類及び株式数普通株式 159,200株
- ③ 資本金増加額 153,401千円
- ④ 資本準備金増加額 153,401千円

以上により、発行済株式総数は159,200株、資本金及び資本準備金はそれぞれ153,401千円増加し、権利行使が完了した2023年4月11日時点の発行済株式総数は8,668,467株、資本金は499,102千円、資本準備金は499,102千円となっております。

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2023年5月31日に開催の取締役会において、2023年6月23日に開催予定の第9期定時株主総会において資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処

分に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

資本金の額を489,329,184円減少し、また、資本準備金の額を489,329,087円減少し、減少する資本金及び資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 剰余金の処分の内容

上記(2)の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金のうち562,891,837円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 562,891,837円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 562,891,837円

(4) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程（予定）

① 取締役会決議 2023年5月31日

② 株主総会決議 2023年6月23日（予定）

③ 債権者異議申述公告日 2023年7月25日（予定）

④ 債権者異議申述最終期日 2023年8月25日（予定）

⑤ 効力発生日 2023年8月31日（予定）

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

K u d a n 株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	定留 尚之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊東 朋

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、K u d a n 株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K u d a n 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

K u d a n 株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	定留 尚之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊東 朋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K u d a n 株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月31日

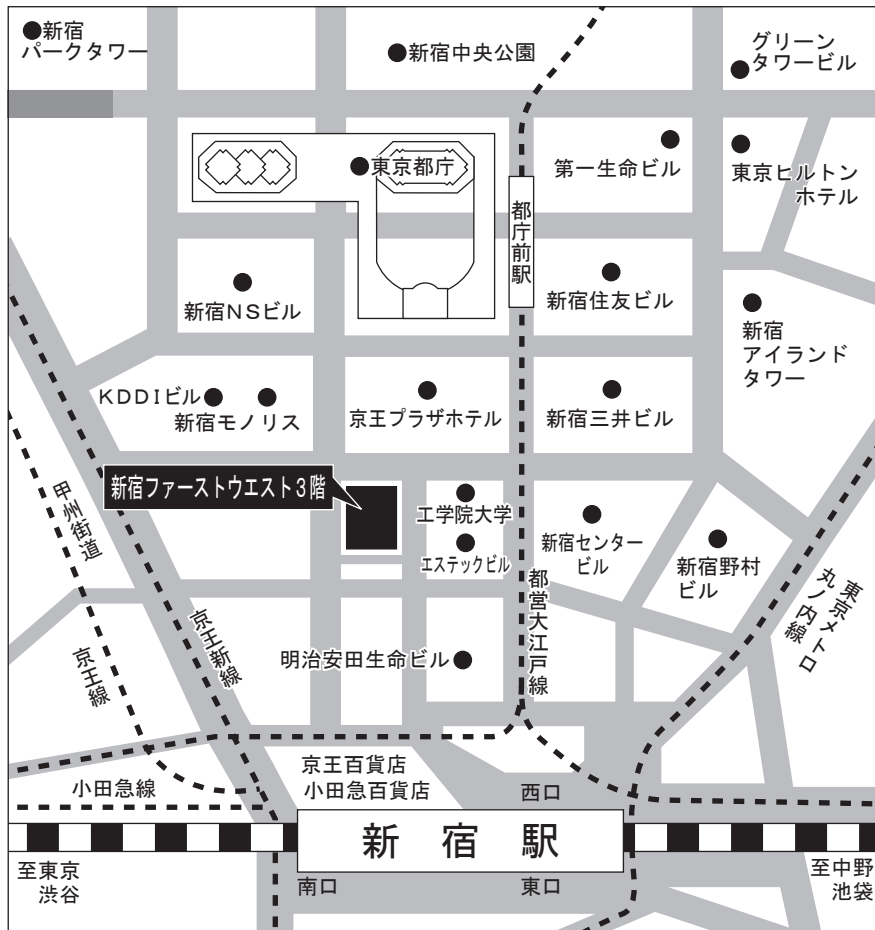
Kudan株式会社 監査等委員会
監査等委員 村井 孝行 ㊟
監査等委員 小栗 久典 ㊟
監査等委員 美澤 臣一 ㊟

(注) 監査等委員村井孝行、小栗久典及び美澤臣一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
「新宿ファーストウエスト」3階



(交通のご案内)

J R 「新宿駅」西口 徒歩5分

京王線、小田急線、東京メトロ丸ノ内線、都営新宿線「新宿駅」 徒歩5分